

第9期の所得段階ごとの介護保険料について

令和6年2月1日

健康福祉部長寿介護課

保険料段階設定と影響

保険料段階については、負担能力に応じた負担をもとめるという観点から、所得段階を設け低所得者の負担を軽減する仕組みになっている。

- ・本市では、これまで国が示す9段階を低所得者に配慮するため、12段階に設定していた。
- ・国では、全国の多くの自治体が多段階化していることを踏まえ、より低所得者へ配慮するため第9期では13段階に設定することにした。
- ・国が示した新たな段階を本市に当てはめると63.7%の方の負担軽減となるため、国の基準を採用する。

1. 負担能力に応じた保険料段階の設定について

<現行>

国基準	段階	9段階
	基準額に対する割合	0.3~1.7倍

本市	段階	12段階
	基準額に対する割合	0.3~1.95倍



<9期>

国基準	段階	13段階
	基準額に対する割合	0.285~2.4倍

2. 国で示す新たな基準に当てはめた場合の影響について

層	負担	例	第8期月額	第9期月額	増減
低所得者層	減	1段階(生活保護等)	1,974円	1,875円	約100円減
中間層	減	7段階(所得120~210万円)	11,515円	8,554円	約2,960円減
高所得者層	増	13段階(所得720万円~)	12,502円	15,792円	約3,290円増

②影響人数 仮に基準額を現行の6,580円/月額とした場合

被保険者数(5年4月1日現在)	減額となる人数	変わらない人数	増額となる人数
43,393人	27,623人(63.7%)	14,448人(33.3%)	1,322人(3.0%)

所得段階ごとの保険料

所得段階別の詳細な保険料は以下のとおり。
 保険料が減額となる場合は実線、増額となる場合は点線で記載している。

市民税の課税状況		第8期 (R3～5年度)						第9期 (R6～8年度)						
		段階	対象者	保険料率	年額	月額	人数(概算)	段階	対象者	保険料率	年額	月額	増減(月額)	人数(概算)
世帯非課税	本人非課税	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.5 (0.3)	39,480 (23,690)	3,290 (1,974)	5,050	第1段階	同左	0.455 (0.285)	35,920 (22,500)	2,993 (1,875)	△99	5,050
			判定所得金額が 80万円以下						同左					
		第2段階	判定所得金額が 120万円以下	0.65 (0.5)	51,320 (39,480)	4,277 (3,290)	4,000	第2段階	同左	0.685 (0.485)	54,080 (38,290)	4,507 (3,191)	△99	4,000
		第3段階	第1～2段階以外	0.7	55,270	4,606	3,600	第3段階	同左	0.69 (0.685)	54,480 (54,090)	4,540 (4,508)	△98	3,600
		第4段階	判定所得金額が 80万円以下	0.9	71,060	5,922	5,000	第4段階	同左	0.9	71,060	5,922	0	5,000
世帯課税	本人課税	第5段階 (基準額)	上記以外	1	78,960	6,580	9,400	第5段階 (基準額)	同左	1	78,960	6,580	0	9,400
		第6段階	合計所得金額が 125万円未満	1.25	98,700	8,225	8,450	第6段階	合計所得金額が 120万円未満	1.2	94,750	7,896	△329	8,050
		第7段階	合計所得金額が 190万円未満	1.5	118,440	9,870	3,900	第7段階	合計所得金額が 210万円未満	1.3	102,640	8,553	328 △1,317 △2,962	4,950
		第8段階	合計所得金額が 290万円未満	1.75	138,180	11,515	2,100	第8段階	合計所得金額が 320万円未満	1.5	118,440	9,870	△1,645 △1,974	1,750
		第9段階	合計所得金額が 400万円未満	1.8	142,130	11,844	800	第9段階	合計所得金額が 420万円未満	1.7	134,230	11,186	△658 △987	600
		第10段階	合計所得金額が 700万円未満	1.85	146,080	12,173	600	第10段階	合計所得金額が 520万円未満	1.9	150,020	12,502	329	300
		第11段階	合計所得金額が 1,000万円未満	1.9	150,020	12,502	200	第11段階	合計所得金額が 620万円未満	2.1	165,810	13,818	1,645	150
		第12段階	合計所得金額が 1,000万円以上	1.95	153,970	12,831	250	第12段階	合計所得金額が 720万円未満	2.3	181,600	15,133	2,960 2,631	100
							第13段階	合計所得金額が 720万円以上	2.4	189,500	15,792	3,290 2,961	400	

注) 判定所得金額: 課税年金収入額と合計所得金額の合計

保険料率の()内の数字は低所得者の保険料軽減強化として、保険料の軽減を行っているもので、令和6年度以降も軽減は継続される見込み。